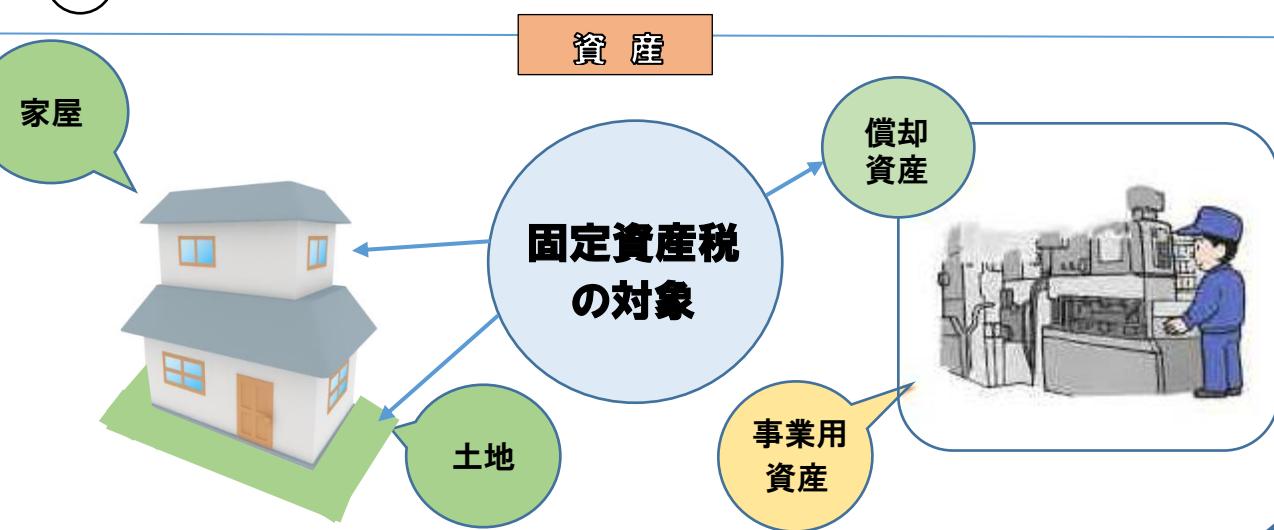


償却資産(固定資産税)をご存知ですか?

Q1 償却資産って何ですか?

A 償却資産とは、土地や家屋以外の 事業用資産 です。



Q2 償却資産の対象になるものは何ですか?

A 1月1日現在で、会社や個人が事業のために所有している構築物、機械、器具、備品などの資産です。

償却資産の対象となるもの(例)

飲食店



- ・厨房設備
- ・レジスター
- ・カラオケセット
- ・冷蔵庫 など

理容業
・ 美容業



- ・理・美容椅子
- ・洗面設備
- ・タオル蒸し器
- ・サインポール など

工場



- ・受変電設備
- ・ボール盤
- ・洗浄給水装置
- ・構内舗装 など

医院



- ・ベッド
- ・手術台
- ・X線装置
- ・調剤機器 など

Q3 申告はどのようにすればよいのですか？

(A) 様式が定められていますので、岡谷市の税務課に問い合わせ
せて申告書を取り寄せ、2月2日までに申告してください。

※償却資産の所有者には、法令により申告する 義務 があります！

※未申告には過料が科せられます。虚偽申告には懲役又は罰金が科せられます。

Q4 具体的な評価額の計算はどのようにするのですか？

(A) 以下のような計算を行います。

1.R7年5月に冷蔵庫(耐用年数13年)を500,000円で取得した場合(前年中取得の場合)

$$\text{取得価額} \times \text{前年中取得のものの減価残存率※} = \text{評価額}$$

$$500,000 \text{ 円} \times 0.919 = 459,500 \text{ 円} \quad (\text{R8年の申告額})$$

2.R6年5月に厨房設備(耐用年数13年)を2,000,000円で取得した場合(前年前取得の場合)

$$\boxed{\text{取得価額}} \times \boxed{\text{減価残存率※}} = \boxed{\text{評価額}} \quad (\text{R7年の申告額})$$

(2,000,000 円) (0.919) (1,838,000 円)

$$\text{前年度の評価額} \times \text{前年前取得のものの減価残存率※} = \text{評価額}$$

$$1,838,000 \text{ 円} \times 0.838 = 1,540,244 \text{ 円} \quad (\text{R8年の申告額})$$

※減価残存率は耐用年数、取得時期によって異なります。

Q5 税額はどのように計算されますか？

(A) 債却資産(固定資産税)の税額は次のように求めます。

$$\boxed{\text{税額}} = \boxed{\text{課税標準額※}} \times \boxed{\text{税率}}$$

(100円未満切り捨て) (1,000円未満切り捨て)

※課税標準額とは、Q4の評価額のことです(特例が適用される場合があります)

[減価残存率表]

耐用年数	減価残存率	
	前年中取得のもの	前年前取得のもの
12	0.912	0.825
13	0.919	0.838
14	0.924	0.848
⋮	⋮	⋮

お問い合わせ先

岡谷市役所 税務課 資産税

TEL 0266-23-4811(内1132) FAX 0266-22-4146